

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和4年10月31日

**一社) 日本パラダンススポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明**

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.jpdsa-h.org>

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	現在、翌年度活動計画を作成し、理事会にて承認を受け、年度末総会にて正会員に承認を受けている。中長期計画としては、10年間の事業目標を検討し、各イベントや、講習会など公開事業時に当協会事業の目指す事業として、資料として公表している。 来年度、IPC公認国際競技会を開催することが決定し、今後10年間の国際競技会を継続して開催運営を計画し、それに伴うJPDSAの中長期ビジョンを作成検討を進めているので、本年度内に協会ホームページにて公表することを目指している。	<a href="https://jpdsa-h.org/">https://jpdsa-h.org/</a>
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	当協会正会員・登録会員（選手・指導者）・ボランティアスタッフが業務を複数兼ねて担っている。しかしながら、当協会の活動に共感している複数のダンス関係者組織や、個人・団体と「交流協議会」を構成し、「ボランティアスタッフ」の登録制度や、交流協議会にかかわる関係者からのサポート体制が構築されつつある。これらの人材は、ダンススポーツに特化することなく様々なスキルを持った人材が集いつつあり、将来的に、協会運営の主流となるべき人材が育つ体制作りをめざしている。 具体的な計画としては、①ボランティア体制と業務の明確化②協会活動への主体的な活動と人材の専門家確保のための予算化③選手から指導者への教育システムの構築④組織運営強化の為に活動費確保の多角化計画。を柱として公表していく。	
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	財務の健全性確保については、項目1, 2とも大きく影響するものであることを認識している。中長期計画の中で、IPC公認国際競技大会を計画することで、競技会水準を高め、大会事業収支の安定化・明確化をめざしたい。協賛企業の獲得なども目指すところであり、年次予算、長期計画の中で、獲得していく道を目指している。年次の予算・決算については、税理士に検収を受け、申告・公表をしている。決算書はホームページにおいて公表している。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	理事は、現在4名登録。監事1名 ①外部理事は現在登録がない。本年度後期に臨時総会を開き、現在就任を承認している外部理事候補者2名の就任を年内に登録することを予定している。 ・女性理事については、現在1名の理事が就任しているが、目標割合40%以上を目指すべく、外部理事の就任時に増員計画をしている。これらについては、2022年度内に達成をめざしている。	
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	当協会は、一般社団法人であるため、社員総会となる。社員が正会員となり、正会員が現在理事に就任している。選手・指導者は登録会員として会員登録されるが、社員ではない。 従い、外部の理事設置は、組織の公平性を保つためにも重要であると考え、本年度中に、外部理事の目標割合を達成させ、今後の活動をより公平な組織体制の達成を目指している。	定款
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	選手会を設置している。選手会は協会登録会員により構成される。	JPDSA組織図
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	外部理事・女性理事の目標割合の達成を年度内に達成するべく、外部理事の選定や、役員規定などの整備を年度内に行い目標割合の達成を目指す。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	年齢制限に関しては、検討すべき条件であり、役員規定の整備・定款変更手続きも考慮し、本年度内の整備・達成を目指す。	
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	理事の再任回数・上限についても、項目8と同じく、役員規定の整備・定款変更手続きも考慮し、本年度内の整備・達成を目指す。	
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	現在「諮問委員会」「役員選考委員会」に相応する「有識者会議」の設置を目指している	
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	倫理規定（コンプライアンス）・弁護士を委員長としたコンプライアンス委員会の設置をしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理規定</li> <li>・コンプライアンス委員会規定</li> <li>・個人情報保護方針</li> </ul>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・会員規定を整備している。 ・ボランティア登録規定・有識者会議規定などを追加整備していく方針。現在、ボランティア登録・サポーター企業登録などは、開始しているので、規定の整備を急ぎたい。	・会員規定
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	規程を整備している。 ・今後更に組織整備体制を充実させる為に必要な規程の整備を精査する方針。	・事務局規定 ・強化スタッフ規定 ・強化部規定
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	規程を整備している。 ・今後更に組織整備体制を充実させる為に必要な規程の整備を精査する方針。	・旅費規程 ・謝金規定
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	本項については、今年度中に整備すべく、現在検討を行っている。	
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・規定を整備している。 ・本項については、前15項の整備と共に検討を行っている。	会計規則
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	・規定を整備している。	・選考委員会規定 ・国際大会等選手選考規定 ・クラス分け規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	・規程を整備している。	・競技審判に関する規定
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	・弁護士をサポートスタッフとして迎え、相談体制を整えている。	
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	・設置済み ・コンプライアンス委員会委員長はサポートスタッフ弁護士	・コンプライアンス委員会規定
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	・弁護士を配置している。 ・今後、有識者会議の設置を前提に、さらに、充実を目指す。	・コンプライアンス委員会規定
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	現在、コンプライアンス教育の為に講習会などの開催を後期事業として実施を計画している。	
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	現在、コンプライアンス教育の為に講習会などの開催を後期事業として実施を計画している。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	現在、コンプライアンス教育の為に講習会などの開催を後期事業として実施を計画している。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	法律 → サポートスタッフ弁護士 税務・会計 → 税務・会計事務所とサポート体制をとっている	
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・毎年度末に理事会にて年度会計の報告と承認を受け、社員総会にて承認を受けている。 ・通常の経理については、月次でまとめ、助成金報告も含め、迅速な対応を行っている。 ・年度末決算書は、協会ホームページにて開示している。	<a href="https://jpsa-h.org/">https://jpsa-h.org/</a>
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・各助成金のガイドライン、法令を遵守し、申請等を行っている。助成金事業についての報告も、迅速に行い、助成団体よりの指導を仰ぎながら報告体制をとっている。	・スポーツ振興事業助成〈会計処理の手引き（令和3年度要）〉 ・スポーツ振興事業助成金を受ける団体の心得
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・年度末決算書を協会ホームページにて開示している。	<a href="https://jpsa-h.org/">https://jpsa-h.org/</a>
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	・現在開示体制を整える為に、ホームページの改変を計画中、年度内に達成したい。	
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	・現在開示体制を整える為に、ホームページの改変を計画中、年度内に達成したい。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規程整備済み</li> <li>・ 今後、より適切な管理体制を目指したい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 倫理規程</li> </ul>
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作成を年度内に目指したい。</li> </ul>	
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンプライアンス委員会の設置をしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 倫理規定</li> <li>・ コンプライアンス委員会規定</li> </ul>
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンプライアンス委員会の設置をしているが、更に、人員を増やし、多方面の通報に十分対応できる体制を目指したい。</li> </ul>	
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規程等は整備済み</li> <li>・ 手続きなどの周知については、今後開示の準備をし、さらに充実させることを目指している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分規定</li> <li>・ 倫理規定</li> </ul>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	・規定等は整備済み	・処分規定 ・倫理規定
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	・規定等は整備済み	・処分規定
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	・規定等は整備済み	・処分規定
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	・各規定を再考し、危機管理マニュアル作成ワーキンググループを弁護士を中心として策定を計画している。年度内策定を目指したい。	
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	・規定整備	・処分規定 ・倫理規定



(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	・規定整備	・処分規定 ・倫理規定
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	・当協会は現在、地方組織を設置していない。本年度は、本部管理体制で活動をしている。しかしながら、全国に登録会員が充実することを鑑み、現在、本年度は、東日本、西日本に分けた「強化部」体制を目指し、指導者・トレーナーの登録・講習などを開始している。	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・当協会は組織整備規程としては、定款に定めている。 ・現在は、ブロック分けをしい、東日本、西日本ブロックとして、地方組織構築の基礎作りをしている。協会のサポート組織として「パラダンススポーツ交流協議会」の所属団体とは緩やかな関係ではあるが、各イベントの交流・練習会など開催しながら、各地の様々な団体と交流を重ねている。これらの活動が、近い将来の地方組織の基礎となるべく活動している	JPDSA組織図